○中部地方整備局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十一号　可児市柿田字月田四六六番一から同市石森字桜木七二番一まで（ただし、関係する図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月十六日

○近畿地方整備局告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月十六日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　大和都市計画道路事業三・四・百二十八号大安寺柏木線

三　事業施行期間　自平成三十年三月十六日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　奈良県奈良市八条二丁目、四丁目及び五丁目、大安寺三丁目、大安寺西二丁目及び三丁目、八条町並びに柏木町地内

使用の部分　奈良県奈良市八条二丁目及び四丁目、大安寺三丁目並びに大安寺西三丁目地内

○近畿地方整備局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十四号　紀の川市藤崎字上松原二六〇番五から同市藤崎字野稲田三三五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月十六日

○中国地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
尾道市高須町字坊士二一六二番一地内	前	四七・七〇～六四・五〇メートル
	後	五八・九〇～六七・五〇メートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○中部地方整備局告示第二十六号

平成三十年三月十八日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
出雲市多伎町多岐一七番一から大田市静間町字角山六九八番三まで	前	A　九・六〇～一〇四・二二メートル B　一〇・〇〇～一九二・二六　二三・三六三キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　九・六〇～一〇四・二二メートル B　一〇・〇〇～一九二・二六　二〇・五八四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間中国地方整備局及び同局松江国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
大田市朝山町朝倉字下田ノ口九二五番から同市久手町刺鹿字松ノ前七六四番一まで	一〇・一五～一四八・九〇メートル　六・五九九キロメートル

(四)　指定する期日　平成三十年三月十八日

○中国地方整備局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

九号　大田市朝山町朝倉字下田ノ口九二五番から同市久手町刺鹿字諸友二九六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月十八日

○中国地方整備局告示第二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

九号　大田市朝山町朝倉字城蓮七三八番七から同市朝山町朝倉字城蓮七三八番一まで　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月十八日